

平成30年度における下請取引の適正化に向けた取組等について

令和元年8月16日
中小企業庁

中小企業庁では、下請取引の適正化に向けた取組として、平成28年9月に発表した「未来志向型の取引慣行に向けて」における3つの基本方針のもと、「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」といった課題に重点をおいて、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、継続的に徹底を図っているところである。

これらの課題に対し、「下請代金法の調査・検査の重点化」では、親事業者に対する立入検査及び取引調査員（下請Gメン）による下請事業者に対するヒアリング調査を実施しているほか、国が策定した業種別の下請取引ガイドライン及び各業界団体が策定した自主行動計画など、各種の施策を通じて下請取引の問題解決に努めているところである。

平成30年度における下請代金支払遅延等防止法による取締状況など下請取引の適正化に向けた取組では、以下のような結果となった。

1. 下請代金支払遅延等防止法に基づく取組

(1) 書面調査の状況

中小企業の取引環境では、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）の違反行為について、下請取引の性格上、中小企業庁又は公正取引委員会に対し、親事業者の違反行為として下請事業者が必ず申告するとは限らず、取引状況によっては下請取引の申告を躊躇することも考えられる。

中小企業庁及び公正取引委員会では、違反親事業者に対し、違反行為の是正やその他必要な措置をとるため、親事業者及び下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施している。

下請取引では、その取引内容が必ずしも恒常的に同一の取引状態であるとは限らない。下請法に基づき、下請事業者の利益保護を図るため、中小企業庁は公正取引委員会と共に継続的に調査を実施して違反行為の発見に努めているところである。

書面調査の結果は、改善を必要とする事案の発見につながり、ひいては下請取引の適正化に資することになる。下請取引の実態を把握するため、平成30年度では、約4万5千件の親事業者、当該親事業者と下請取引を行う約20万件の下請事業者に対

して同調査を実施した。なお、インターネットを活用した回答方法も選択できるように制度を見直し、平成30年度における親事業者に対する調査では、利便性を図るため、インターネットからも同調査へ回答できる状況で実施した。

(2) 立入検査による違反行為の確認と改善指導の状況

平成30年度では、830社の親事業者へ立入検査等を行い、うち738社の親事業者に対し、書面による改善指導を行った。

下請法には、実体規定関係に当たる禁止行為（第4条）と手続規定関係に当たる義務行為（第3条及び第5条）が規定されている。

【表1】（違反行為の内訳）を見ると、禁止行為の違反では、「支払遅延」及び「下請代金の減額」が多く見受けられ、義務行為の違反では、3条書面（いわゆる「発注書」「注文書」などという名称の書面）の記載事項不備・未交付のほか、5条書類（取引の経緯を記載する書類）の未保存が見受けられた。【表2】（下請代金の返還）では、下請法違反によって改善指導を受けた親事業者のうち、減額した下請代金、支払遅延に係る遅延利息など、下請法違反となる計195社の親事業者に対し、中小企業庁が総額で約285百万円を下請事業者に返還をするように指導し、これら親事業者は返還を実施している。このような違反行為の改善は、中小企業庁及び地方9箇所に拠点を置く各経済産業局などの下請代金検査官が現場で確認し、適正な改善指導を随時行っているところである。

(3) 業種別による下請法違反の状況

禁止行為では、たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、たとえ親事業者に違法性の認識がなくても、下請事業者に対して親事業者が行ってはいけない11項目の行為が規定されている。具体的には、①受領拒否の禁止、②下請代金の支払遅延の禁止、③下請代金の減額の禁止、④返品禁止、⑤買ったたきの禁止、⑥購入・利用強制の禁止、⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、⑨割引困難な手形の交付の禁止、⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止、⑪不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止が定められている。

一方、義務行為では、下請事業者に対して親事業者が履行しなければならない必要記載事項をすべて記載した発注書面を交付するとともに、親事業者が下請取引の内容について記載した書類などを作成し、これを2年間保存しなければならないことが規定されている。

【表3】業種別による下請法違反の状況では、業種別で過去3年間の累積数をグラフ化したものである。違反行為の累積数100事業所以上となる業種で見ると、違反行為の累積数が多い順で、機械器具卸売業、生産用機械器具製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、運送用機械器具製造業、繊維工業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器

具小売業、その他の事業サービス業、技術サービス業、繊維・衣服等卸売業、化学工業、プラスチック製品製造業、その他の卸売業、印刷・同関連業が挙げられる。

【表4】過去3年の違反行為の累積数100事業所以上となる業種では、業種によって差はあるものの、総じて支払遅延や減額の違反行為が認められる。また、「下請代金法の調査・検査の重点化」に掲げた①原価低減、②金型、③手形等に対応した違反事項に着目し、業種別下請法違反の事業所数合計における各違反事項の割合で見ると、それぞれ高い順に、①原価低減（買ったたき）では、技術サービス業、印刷・同関連業、はん用機械器具製造業、②金型（型保管を含む利益提供要請）では、輸送用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、③手形（長期手形）では、生産用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、繊維・衣服等卸売業となった。

また、違反行為の累積数100事業所以上となる業種では、書面不備・未交付、書類未保存といった手続規定の違反行為も総じて認められる。

【表1】違反行為の内訳

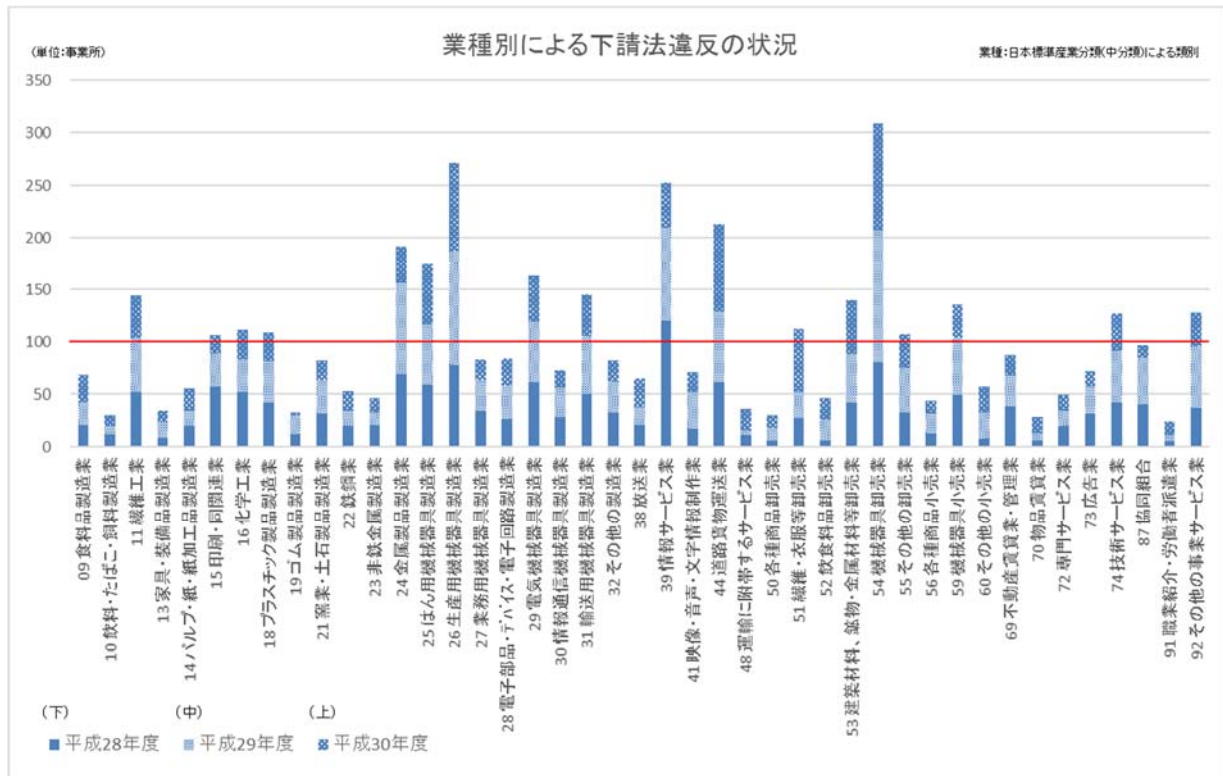
(単位：事業所)

内訳	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実体規定違反合計		579	689	489
受領拒否		2	3	1
支払遅延		280	314	205
下請代金の減額		204	247	185
返品		5	9	6
買ったたき		19	25	14
購入・利用強制		4	7	3
報復措置		0	0	0
有償材の早期決済		13	17	9
割引困難手形		47	46	50
利益提供要請		5	21	15
変更・やり直し		0	0	1
手続規定違反合計		1,544	1,502	1,298
書面不備・未交付		840	804	678
書類未保存		704	698	620

【表2】下請代金の返還

返還額、親事業者数	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
返還額（百万円）		230	251	285
親事業者数（社）		296	271	195

【表3】業種別による下請法違反の状況



【表4】違反行為の累積数100事業所以上となる業種

全地域:業種別・違反状況表累計(平成28年度～平成30年度)

(単位:事業所)

業種 \ 違反	違反数合計	手続規定違反			実態規定違反										
		書類不備・未交付	書類未保存	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	利用強制	報復措置	早期相殺	長期手形	利益要請	やり直し
11 繊維工業	144	67	14	81	1	22	27	1	0	2	0	4	6	0	0
15 印刷・同関連業	106	48	15	63	1	20	18	0	3	0	0	0	1	0	0
16 化学工業	111	63	9	72	0	17	14	0	0	0	0	3	3	2	0
18 プラスチック製品製造業	109	60	9	69	0	7	19	0	0	1	0	6	6	1	0
24 金属製品製造業	192	94	20	114	0	29	31	0	2	2	0	3	11	0	0
25 はん用機械器具製造業	174	78	23	101	1	22	27	1	4	0	0	2	11	5	0
26 生産用機械器具製造業	272	124	36	160	0	38	42	1	5	1	0	1	22	2	0
29 電気機械器具製造業	163	83	20	103	0	32	14	0	1	0	0	0	10	3	0
31 輸送用機械器具製造業	145	71	12	83	0	13	24	0	3	0	0	7	9	6	0
39 情報サービス業	253	135	26	161	0	70	19	0	2	0	0	0	0	0	1
44 道路貨物運送業	213	113	40	153	0	30	24	0	4	1	0	0	0	1	0
51 繊維・衣服等卸売業	112	47	18	65	0	15	18	3	1	0	0	1	7	2	0
53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	140	69	17	86	0	24	21	1	2	0	0	0	4	2	0
54 機械器具卸売業	309	141	48	189	0	59	42	2	4	0	0	2	11	0	0
55 その他の卸売業	107	52	11	63	0	18	19	2	1	0	0	0	4	0	0
59 機械器具小売業	136	71	29	100	0	14	18	0	2	1	0	0	0	1	0
74 技術サービス業	127	58	18	76	1	30	13	0	6	0	0	0	1	0	0
92 その他の事業サービス業	128	62	24	86	0	26	15	0	0	0	0	0	1	0	0

2. 下請かけこみ寺事業の実施状況

企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成 20 年 4 月、財団法人全国中小企業取引振興協会（現在：公益財団法人全国中小企業振興機関協会）と全国 47 都道府県下請企業振興協会に下請かけこみ寺を設置し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。これまで、全国の中小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

（1）下請かけこみ寺の相談受付件数

下請取引等に関する様々な相談に対して親身な相談対応を行っている。平成 30 年度の相談実績は 8,381 件（平成 29 年度 6,838 件）となっており、その内容は「下請法」に関する相談件数が 1,151 件（同 997 件）、「建設業」に関する相談件数が 1,814 件（同 1,560 件）、「その他」^{（注）}が 5,416 件（同 4,281 件）となっている。

また、弁護士による無料相談を平成 30 年度は 513 件（平成 29 年度は 601 件）受け付けている。^{（注）}：法令に関する質問等

（2）ADRの実施

全国の弁護士約 540 名を下請かけこみ寺に登録し、本部が主導して各地で ADR（裁判外紛争解決手続）を行い、平成 30 年度は 18 件（平成 29 年度 14 件）の案件に対応した。

【調停事例】

A 社は、B 社から電子部品製造装置の製造委託を受け、納品したところ、要求した性能が満たされていないとの理由で、代金 3,500 万円に対して減額を要求されている。

（和解内容）

取引事業者の資本金区分と、取引内容から、下請法が適用されることを確認した上で、下請法で禁止されている「下請代金の減額」のおそれがあることを踏まえ、A 社は B 社の発注、指示に問題があったと申立てた。B 社は装置性能に対しては、A 社に責任があると主張していたが、調停人より「双方の言い分はわかるが、冷静に話し合ってはどうか」との助言があり、調停人を交えて当事者が話し合ったところ、4 ヶ月間の調停を経て、B 社が和解金として 2,500 万円を支払うことで、和解が成立した。

3. 取引条件改善に向けた取組

(1) 「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」の開催

取引条件の改善、最低賃金の引上げ、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足など、中小企業・小規模事業者を取り巻く諸課題に対応するため、平成29年9月に「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」を内閣官房副長官の下に設置して、省庁横断的に必要な検討を行っている。

※ 首相官邸ウェブサイト

(中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/

(2) 世耕プラン等に基づく取組

親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を目的として、平成28年9月に公表した対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」(世耕プラン)等に基づき、平成30年度においても様々な取組を実施した(【表5】参照)。

【表5】

「未来志向型の取引慣行に向けて」(世耕プラン) について		
3つの基本方針		経済産業省として取り組む今後の政策パッケージ(平成28年9月15日)
(1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、 公正な取引環境を実現 する。 (2) 親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」 につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。 (3) サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備 に向けた取組を図る。		
3つの重点課題		本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。
価格決定方法の適正化 一律〇%減の原価低減を要請される、 労務費上昇分が考慮されない、等	コスト負担の適正化 量産終了後に長期間に渡って無償で 金型の保管を押しつけられる、等	支払条件の改善 手形等で支払いを受ける比率が高い、 割引コストを負担せざるを得ない、等
業種横断的なルールの明確化・厳格な運用(横軸)		
事項	改正時期	改正内容
下請法「運用基準」の改正	平成28年12月	下請法の違反事例を 75事例追記 。(計141事例を記載)
下請中小企業振興法 「振興基準」の改正	平成28年12月	合理的な原価低減要請の実施、労務費上昇分への考慮、親事業者の事情による下請事業者の型保管費用を親事業者が負担すること等について規定。
	平成30年12月 (再改正)	大企業間の支払条件の見直しや、型代金の支払方法の改善、「働き方改革」を阻害する取引慣行の是正等 について新たに規定。
下請代金の支払条件の改善 (適達、振興基準の見直し)	平成28年12月	可能な限り 現金払い に。(50年ぶりに手形通達の改正を実施)
業種別の自主行動計画の策定等(縦軸)		
(1) 産業界に対し「 自主行動計画 」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。 (8業種21団体(平成29年3月)→ 12業種33団体 (平成31年4月))		
(2) 国が定める業種別 下請ガイドライン を改訂。(17業種(平成29年3月)→ 18業種 (平成31年4月))		

① 業種別の自主行動計画の策定等

幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請し、平成31年4月末までに、12業種33団体が策定した。

※ 中小企業庁ウェブサイト

(「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.htm>

② 取引調査員（下請Gメン）による訪問調査

経済産業省において、全国に取引調査員（下請Gメン）を120名規模で配置し、全国の下請中小企業を訪問してヒアリングを実施。平成30年度は4,571件のヒアリングを実施した。ヒアリングで聞き取った内容については、秘密保持を前提として必要に応じ、国の基準改正や業界団体にフィードバック等を行うなど改善につなげるとともに、下請法違反の疑いがある場合には検査に移行するなど、適正取引に向けた取組を強く促していく。

③ 自主行動計画のフォローアップ調査結果及び下請Gメンによるヒアリング調査結果の公表（平成30年12月21日）

経済産業省所管の8業種26団体自ら「自主行動計画」のフォローアップ調査を行った結果と、下請Gメンによる下請中小企業ヒアリングの結果を突き合わせ、昨年12月に公表した。

その結果、「不合理な原価低減要請」「下請代金の現金払い化」については改善が進んでおり、特に自動車や建設機械で改善が進んでいる。一方、「型管理の適正化」については改善の動きが鈍く、今後の課題となっている。

④ 下請中小企業振興法「振興基準」の改正（平成30年12月28日）

上記の調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、「振興基準」（平成30年12月28日付「経済産業省告示第258号」）を改正した（【表6】参照）。

【表6】下請中小企業振興法「振興基準」改正概要

事項	課題	改正内容
① 大企業間の支払方法	大企業間取引での手形払いが改善されないことによる、サプライチェーン全体の現金払いの不徹底。	→ <ul style="list-style-type: none"> 親事業者は下請事業者の資金繰りに関心を持つよう努めること。 大企業が率先して、大企業間取引における手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。
② 型代金の支払	型代金の支払いにおいて、24～36月分割払いの取引慣行が存在。これにより下請事業者は、資金繰りに苦慮。	→ <ul style="list-style-type: none"> 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を60日以内に支払う。 型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。
③ 「働き方改革」への対応	適正なコスト負担を伴わない短納期発注など、下請中小企業の「働き方改革」を阻害する取引慣行が存在。	→ <ul style="list-style-type: none"> 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。 やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること。
④ 「事業承継」への対応	廃業等によりサプライチェーン全体の機能維持が困難になる恐れ。	→ <ul style="list-style-type: none"> 親事業者は事業承継の円滑化に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう、積極的な役割を果たすこと。
⑤ 「天災等」への対応	天災等に関する事前及び事後の対策が未整備。	→ <ul style="list-style-type: none"> 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めること。

※1 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する基準
 ※2 分量、言葉遣いなどが、下請中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう配慮

⑤ 下請等中小企業における取引条件の改善状況調査（調査期間：平成31年1月～平成31年2月）

受注側事業者 60,200社、発注側事業者 6,400社を対象に「世耕プラン」に基づく関連法令の基準改正等とこれを踏まえた「自主行動計画」の浸透状況を調査する目的で実施した。また、今回の調査では、現在直面している人手不足の状況や「働き方改革」にかかる影響などについても併せて調査を行った。

※ 平成30年度調査結果については今後公表予定。

(3) 要請文「働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について」 の発出（平成31年2月、3月）

平成31年4月から大企業に時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、発注者である企業が上限規制を遵守することのしわ寄せとして、下請等中小企業に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注等を行うことが懸念されるため、平成31年2月から3月にかけて厚生労働省と中小企業庁は業所管省庁との連名で、関係事業主団体計1,065団体の長宛て、取引上の配慮を求める要請文を発出した。

4. 下請取引適正化の推進

(1) 講習会等の開催

① 下請法講習会

下請法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を対象として講習会を開催した（【表7】参照）。

② 下請取引適正化推進月間（11月）

下請法の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めてきており、その一環及び中小企業向けの年末対策の一つとして、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及・啓発事業を集中的に実施している。

平成30年度は、「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRするため、応募作品の中から、特選1点、入選4点を決定。特選作品の「見直そう 働き方と 適正価格」をキャンペーンの標語として、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するため、下請取引適正化推進講習会の開催等を通じて周知を図った（【表7】参照）。

③ 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2018

下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2018を全国8会場で開催し、企業の調達担当者等が参加した。

シンポジウムでは、下請法・独禁法に詳しい弁護士による下請法とコンプライアンスの取組に関する基調講演や、企業から取引先との取引環境改善に向けた独自の取組について紹介、さらには「中小企業の公正な取引環境の実現に向けて」と題したパネルディスカッションでは、弁護士、企業、国のそれぞれの立場からサプライチェーン全体で生産性を向上し、付加価値を高めていくための取組などについて議論が行われた（【表7】参照）。

④ 価格交渉サポートセミナー

下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への見積もり提出や価格交渉を行う上で、必要な価格交渉ノウハウ、基本的な法律の知識について解説するセミナーを開催した（【表7】参照）。

【表7】講習会別の受講者数等

講習会事業名	開催回数	受講者数
下請法講習会	360回	8,182名
下請取引適正化推進講習会	30回	3,860名
下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー	8回	1,077名
価格交渉サポートセミナー	63回	1,435名

(2) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請取引ガイドライン）

下請法による取締りにとどまらず、業種横断的な下請法のルールを各業種に浸透させ、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引関係を構築するためには、各業種の取引慣行に応じて具体的に解説したガイドラインの役割が重要であるとの認識の下、①「素形材」、②「自動車」、③「産業機械・航空機等」、④「繊維」、⑤「情報通信機器」、⑥「情報サービス・ソフトウェア」、⑦「広告」、⑧「建設」、⑨「トラック運送」、⑩「建材・住宅設備」、⑪「放送コンテンツ」、⑫「金属」、⑬「化学」、⑭「紙・紙加工品」、⑮「印刷」、⑯「アニメーション制作」「食品製造・小売（⑰豆腐・油揚げ製造）、（⑱牛乳・乳製品製造）」の18業種において、下請取引ガイドラインを策定している。

さらに、取引改善に向けた取組やガイドラインの浸透のため、平成30年度においても、下請取引ガイドライン説明会を行うなど、その普及啓発を行った（【表8】参照）。

※ 中小企業庁ウェブサイト

(18業種の下請取引ガイドライン)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

【表 8】業種別の下請取引ガイドライン説明会の開催実績

業 種	開催回数	業 種	開催回数
素形材	6	トラック運送	3
自動車	8	建材・住宅設備	14
産業機械・航空機等	29	放送コンテンツ	13
繊維	2	金属	4
情報通信機器	4	化学	8
情報サービス・ソフトウェア	8	紙・紙加工品	4
広告	18	印刷	14
建設	30	アニメーション制作	2
食品 (豆腐・油揚製造業)	2	食品(牛乳・乳製品 製造業)	2
		合 計	171 回
			3,734 名